第２　経営力向上に関する目標 １～３　（略） ４　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする事業者は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	第２　経営力向上に関する目標 １～３　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十七号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、不動産業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十九年国土交通省告示第六百二十六号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第１　現状認識 不動産業は、国民生活や経済活動の基盤となる住宅やビル、商業施設等の開発・流通・管理等を通じて、我が国の豊かな国民生活、経済成長を支えている。不動産業の産業規模は、法人数が約39万社（令和５年度）、従業者数が約158万人（令和５年度）であり、市場規模は、国内総生産が約65兆円（令和５年）で全産業の約11％（令和５年）となっている。 こうした中、近年、人口減少や少子高齢化等の人口・世帯構造の変化、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス等の普及による消費者の価値観の多様化、働き方改革による労働環境の変容等が生じており、社会状況や事業環境が変化している。このため、不動産業分野においても、社会経済環境の変化を踏まえた経営力向上に取り組み、ＩＣＴ（情報通信技術）やＡＩ（人工知能）といった技術の活用、顧客の需要を取り込むための市場動向等の適切な把握・分析等を通じ、業務の効率化や消費者のニーズを踏まえたサービスの提供を進め、生産性の向上を実現していくことが重要である。 第２　経営力向上に関する目標 １～３　（略） ４　売上高が100億円を超えるまでの目標期間 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする事業者は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。	第１　現状認識 不動産業は、国民生活や経済活動の基盤となる住宅やビル、商業施設等の開発・流通・管理等を通じて、我が国の豊かな国民生活、経済成長を支えている。不動産業の産業規模は、法人数が約34万社（令和元年度）、従業者数が約132万人（令和元年度）であり、市場規模は、国内総生産が約65兆円（令和元年）で全産業の約11％（令和元年）となっている。 こうした中、近年、人口減少や少子高齢化等の人口・世帯構造の変化、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス等の普及による消費者の価値観の多様化、働き方改革による労働環境の変容等が生じており、社会状況や事業環境が変化している。このため、不動産業分野においても、社会経済環境の変化を踏まえた経営力向上に取り組み、ＩＣＴ（情報通信技術）やＡＩ（人工知能）といった技術の活用、顧客の需要を取り込むための市場動向等の適切な把握・分析等を通じ、業務の効率化や消費者のニーズを踏まえたサービスの提供を進め、生産性の向上を実現していくことが重要である。 第２　経営力向上に関する目標 １～３　（略） （新設）

附　則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。